

幼児期の子どもの権利を守る取り組み

昨今、子どもをめぐるネグレクト、虐待、そして死亡にいたるまでの悲しい事件が減る事なく変わらず報道されています。小さな命をなんと粗末に扱う大人がいるのか心が痛むばかりです。

今回は少し堅苦しい話しですが、私の海外の教育視察、そして畿央大学教育学部准教授大木愛子先生の論文をもとに書かせていただきました。

1900年にスウェーデンの女性思想家エレン・ケイによる『児童の世紀』が刊行されて以降、国際社会において子どもの権利を守るために様々な取り組みが行われてきました。

1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約は、子どもの権利保障の基本的価値観を示し、日本においても「子どもの最善の利益」の重要性は、子どもの福祉や幼児期の子どもに関わる人々の間で共有されています。子どもの権利条約では、子どもを保護される存在としてだけでなく、自ら権利を行使できる主体的な存在として位置づけています。「幼児期から子どもを主体的な存在として認め、育てていく」ためには私たち大人に何が必要なかを考えなければなりません。

私が視察したスウェーデンでは、子どもの権利条約の条項が幼児教育カリキュラムに反映されており、幼児教育・保育における子どもの権利の重要性や人権学習への理解が進んでいます。幼児教育カリキュラムには、就学前学校（1歳～5歳の子どもが通う幼保一元施設）の基本的価値観として、こんな事が示されています。

- ① スウェーデン社会が重視する人権尊重と基本的な民主主義の価値観を育てること。
- ② 生命の尊厳、個人の自由、すべての人の平等な価値、ジェンダー平等、人と人との連帯を尊重すること。
- ③ 子ども本人や子どもと関係のある者の性別やトランスジェンダー等のアイデンティティ、出自、宗教その他の信条、障がい、性的指向、年齢を理由とした差別の禁止。
- ④ 就学前学校は、国連の子どもの権利条約に示された価値観や権利を反映すること。教育は、子どもの最善の利益に基づいて行われるべきであり、子どもが参加して物事の決定に影響を及ぼすことによって、子どもが自分の権利を認識できるようにすること。

幼児教育の場は幼児期の子どもにとって大切な拠り場です。特に困難な家庭状況にある子どもにとっては、家庭から離れて安心して様々な経験ができる場所でもあります。コロナ禍でも日本と違いスウェーデンでは就学前学校を一切休校にしませんでした。

その理由は、休校によって子どもたちの様々な経験が欠落して発達を阻害してしまうこと、子どもの居場所が保障できなくなることへの懸念がありました。幼児期から、子どもが自分の権利とは何か、それをどのようにして守るのか、一人で無理ならどうすればいいのかを学ぶことは、その子どもを守ることに繋がります。

日本とスウェーデンでは文化も教育観も違いますので一概にどちらが良いという訳ではありませんが、私たち幼児教育者を含め、子どもの代弁者でもある私たち大人が、幼児期にふさわしい内容や方法を考えなければならないと思います。

理事長